

感染症の取り扱いについて

1. 出校停止の際の証明書について

医療機関で出席停止となる病気の診断を受けたら、医療機関で **証明書** を記入していただき、次に登校する際に学校へ提出して下さい。

(本校の証明書を持参するか、病院で簡単な証明書を発行してもらって下さい。)

※用紙は、学校ホームページからもダウンロードできます。

2. 感染症の種類と出校停止期間の基準

第1種 … 治癒するまで 出席停止

エボラ出血熱 / クリミア・コンゴ出血熱 / 痘そう / 南米出血熱 / ペスト / マールブルグ病 / ラッサ熱 / 急性灰白髄炎 (ポリオ) / ジフテリア / 重症急性呼吸器症候群 (SARS) / 鳥インフルエンザ (H5N1型に限る)

第2種 … 病名と出席停止基準はそれぞれに決まっています

インフルエンザ (※H5N1型鳥インフルエンザを除く)	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで (下記の3を参考にして下さい)
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

第3種

(1) 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで 出席停止が必要と考えられる疾患

コレラ / 細菌性赤痢 / 腸管出血性大腸菌感染症 / 腸チフス / パラチフス / 流行性角結膜炎 / 急性出血性結膜炎

感染症の取り扱いについて

(2) その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患）

溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可

3. インフルエンザの出席停止期間の基準について

発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで

		発症日	発症後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合	発熱 出停	解熱 出停	解熱後 1 日目 出停	解熱後 2 日目 出停	発症後 4 日目 出停	発症後 5 日目 出停		登校可	
例 2	発症後 2 日目に解熱	発熱 出停	発熱 出停	解熱 出停	解熱後 1 日目 出停	解熱後 2 日目 出停	発症後 5 日目 出停		登校可	
例 3	発症後 3 日目に解熱	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	解熱 出停	解熱後 1 日目 出停	解熱後 2 日目 出停		登校可	
例 4	発症後 4 日目に解熱	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	解熱 出停	解熱後 1 日目 出停	解熱後 2 日目 出停	登校可	
例 5	発症後 5 日目に解熱	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	発熱 出停	解熱 出停	解熱後 1 日目 出停	解熱後 2 日目 出停	8 日目 登校可

※ただし「学校医その他の医師が感染の恐れがないと判断したときはこの限りではない」ともされているので、基本的に医師が出した指示に従う形でお願いいたします。